ブックレス普通預金規定（無利息型ブックレス普通預金を含みます。）

１．（通帳の不発行）

ブックレス普通預金（無利息型ブックレス普通預金を含みます。以下「この預金」といいます。）は、普通預金通帳を発行しません。また、預入れ・払戻しは、キャッシュカードによるものとします。

２．（取引明細表）

この預金は、普通預金通帳を発行しませんので、口座の移動内容は、別途作成する普通預金取引明細表によりご確認ください。

また、移動のあった口座の普通預金取引明細表は、一定のサイクルにて作成し、郵送します。

３．（取扱店の範囲）

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れ又は払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、キャッシュカード及びあらかじめ当店で登録された暗証番号と入力された暗証番号との照合手続を受けたものに限ります。

４．（預金の払戻し）

（１）　この預金を払い戻すときは、キャッシュカードにより、現金自動預入・払出機にて行ってください。

（２）　前項にかかわらず、この預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が１人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じです。）による払戻請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

（３）　この預金口座から各種料金等の自動支払をするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。

（４）　同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

５．（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）１，０００円以上について付利単位を１００円として、毎年３月と９月の当金庫所定の日に、店頭に表示する利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。また、無利息型ブックレス普通預金には利息をつけません。

６．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第７条第４項の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第７条第４項の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

７．（解約等）

（１）　この預金口座を解約する場合には、届出の印章及びキャッシュカードを持参のうえ、当店に申し出てください。

（２）　前項にかかわらず、この預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意による解約請求でなければ解約できません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません 。

（３）　次の各号のいずれかに該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名（名称)、住所に宛てて発信した時に解約されたものとします。

①　この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

②　流動性預金共通規定第１０条（譲渡・質入れ等の禁止）第１項に違反した場合

③　この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合

④　当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項又は流動性預金共通規定第１３条（取引の制限等）第１項及び第２項にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合

⑤　この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥　流動性預金共通規定第１３条第１項から第４項までに定める取引等の制限が１年以上にわたって解消されない場合

⑦　第１号から第５号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

（４）　前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約によって当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。

①　預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②　預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、又は次のいずれかに該当することが判明した場合

Ａ　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

Ｂ　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

Ｃ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

Ｄ　暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

Ｅ　役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

③　預金者が自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A　暴力的な要求行為

B　法的な責任を超えた不当な要求行為

C　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

D　風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為

E　その他前各号に準ずる行為

（５）　この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。

（６）　前３項により、この預金口座が解約され残高がある場合又はこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章及びキャッシュカードを持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出又は保証人を求めることがあります。

８．（その他）

（１）　この預金の預入れ・払戻しは、原則としてキャッシュカードによる現金自動預入・払出機により行いますが、他店券の入金、機器の障害時等は、窓口でも取り扱います。ただし、この場合もキャッシュカードが必要です。

（２）　この預金には、本規定のほか、流動性預金共通規定（普通預金（無利息型普通預金を含みます。）・総合口座取引・貯蓄預金・納税準備預金）及び普通預金規定（無利息型普通預金を含みます。）を適用するものとします。

以　上

（2025 年 2 月 3 日現在）